預金規定等の「暴力団排除条項」の一部改正について

当組合では、暴力団等反社会的勢力との関係遼断に向け取組んでおりますが、この度、さらにその取り組みを強化するため、当座勘定規定の改定に続き、各種預金規定、貸金庫規定等につきましても、暴力団排除条項の一部を以下のとおり改定しましたのでお知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用 されますのでご了承願います。

当組合では、今後も反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取り組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまには、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

記

1. 改定する取引規定

普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定(通帳式)、通知預金規定(証書式)、無利息型普通預金規定、総合口座取引規定(無利息型普通預金)、自由金利定期預金(M型)規定、自動継続自由金利定期預金規定、自動継続自由金利定期預金規定、自動継続自由金利定期預金規定、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、財産形成預金規定、財産形成住宅預金規定、財産形成年金預金規定、定期積金(スーパー積金)規定、貸金庫規定、自動貸金庫規定

2. 改定内容

新旧対照表(別紙)をご覧下さい。

3. 改定日

平成30年1月1日

以上

広島市信用組合

普通預金規定の新旧対照表

(平成30年1月1日付改正)

(下線部分が改正箇所)

改正後

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① (略)
 - ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与している と認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を 図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用して いると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、また は便宜を供与するなどの関与をしていると認 められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者 が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係 を有すること
 - ③ (略)
- $(4) \sim (5)$ (略)

現行

- 11. (反社会的勢力との取引拒絶)
- この預金口座は、第 12 条第 3 項<u>第 1 号、第 2 号AからFおよび第 3 号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第 3 項<u>第 1 号、第 2 号AからFまたは第 3 号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></u>
- 12. (解約等)
 - (1) ~ (2) (略)
 - (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① (略)
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者

③ (略)

 $(4) \sim (5)$ (略)

※ 他の規定も同様の内容